

トルコにおける商標権に基づく 権利行使の留意点【その2】



CENGIZ & CAMER IP LAW FIRM

Isilay Simsek Cengiz
(弁護士)

CENGIZ & CAMER IP LAW FIRM は 2015 年 1 月に設立されたばかりの知財専門事務所である。知的財産分野で長年の経験を有している弁護士 4 名を擁する。Cengiz 氏はパートナー弁護士であり、2001 年より商標を中心に知的財産全般に従事している。

トルコにおける商標権に基づく権利行使の留意点について、全 2 回のシリーズにて解説する後編。

3. 刑事手続

商標法第 61A 条に従い、下記に述べる犯罪に対する刑罰を科すには、商標がトルコで登録されていなければならない。さらに、下記に述べる犯罪の捜査および訴訟は、商標権者によって異なってくる。

他者の商標権を侵害して商品または役務を生産、提供、販売する者は、1-3 年の拘禁および 20,000 日分以下の法定罰金を科せられる。

商標保護の対象である商品またはパッケージに貼付された商標を無許可で削除する者は、1-3 年の拘禁および 5,000 日分以下の法定罰金を科せられる。

他者の商標権を無許可で売却する、移転する、貸し出す、または担保に入れる者は、2-4 年の拘禁および 5,000 日分以下の罰金を科せられる。

4. 税関措置

知的財産権の侵害を取り締まるトルコ関税商務省(the Turkish Ministry of Customs and Trade : TMCA)による措置は、関税法第 4458 号第 57 条および関税法実施規則第 100 条から第 111 条に基づいて実施される。

現行の関税法実施規則は、2009 年 10 月に施行された。この規則は、知的財産権所有者が必要な税関申請およびその他の要求をオンラインで提出する際の手順について規定している。しかし、当該規則に記載された電子システムは、2013 年 4 月 1 日まで機能していなかった。

TMCA は、自身のウェブサイト上で、オンライン申請システムを開始した。この新システムのおかげで、知的財産権所有者は、TMCA の中央データベースに自己の権利を容易に登録できるようになった。以前の知的財産権所有者は、紙による書面の提出を要求されていた。

オンラインシステムを通して、現在の知的財産権所有者は、トルコのすべての通関地点に自己の知的財産権を登録、更新が可能となり、また TMCA 登録の状態も確認できる。

TMCA は、申請が受諾された場合には、申請日から 30 日以内に、電子メールまたはファクシミリにより知的財産権所有者に通知する。

税関申請は、特定の書式 Ek-13 を用いて、または電子データ交換システムを用いて、TMCA に電子形式で提出することができる。権利所有者が外国に所在する場合、代理人または権限保持者により任命された代表者(ライセンシー、販売店など)が、権利所有者に代わり申請を提出することができる。

権利所有者は、TMCA への税関申請には、知的財産保護を要求する貨物を税関が識別できるような情報を含めなければならない。これに関して、税関が通常の検査

において貨物を容易に確認できるように、あらゆる情報を権利所有者が提供することが大切である。

税関申請には、次の事項を含めるべきである。

- (a)貨物の技術的詳細（製品の写真を収録したCDなど）
- (b)侵害行為の種類に関するあらゆる情報
- (c)権利所有者の連絡先情報（名前および住所を含む）
- (d)権利がトルコで登録および保護されていることを証明する登録証または権利証書（特許証、商標登録証など）
- (e)税関による措置を要求する期間（この期間は、1年を超えてはならない）

税関申請の有効期間は1年以下であり、1年の監視期間の終了時に更新することができる。

税関当局により留置された貨物の通知

貨物が侵害疑義物品と判断された場合、税関は貨物の通関手を停止し、貨物を留置する。税関は、留置から1日以内にファクシミリまたは電子メールにより、権利所有者またはその代表者だけでなく、留置貨物の所有者にも通知する。

訴訟および暫定的差止命令

権利所有者は、模倣品の通知を受領した場合、貨物の押収請求を提出し、訴訟手続を開始することができる。請求が提出されると、請求の提出日から10就業日間にわたり通関手を停止することができる。権利所有者は、裁判所に暫定的差止命令を請求でき、または暫定的差止命令なしに直接訴訟を提起できる。

暫定的差止命令が出された場合、権利所有者は、暫定的差止命令の日から10日以内に訴訟を提起しなければならない。

5. 証拠の判定

権利所有者は、暫定的差止命令を請求するかどうかに関わらず、裁判所に侵害疑義物品の侵害の有無の判断を請求することもできる。

侵害者が侵害疑義物品を隠蔽もしくは廃棄しようとし、または訴訟を予想して警戒するリスクは常に存在するため、民事訴訟を提起する前に、知的財産裁判所に侵害疑義物品の侵害の有無の判定を求める請求を提出することができる。この場合、裁判官は侵害者に通知することなく、侵害行為の有無を評価する専門家を任命できる。専門家の報告書は侵害が認められた場合には強力な証拠となり、民事訴訟または刑事訴訟において使用することができる。

提言

侵害訴訟を提起する前に、商標権者は、自己の商標権の有効性を検証し、トルコ市場で係争商品に関して商標が使用されていることを確認すべきである。侵害者からのカウンター・アクションとして、商標に対する不使用取消請求を提起される可能性があるためである。商標法の関連規定に従い、登録後5年以内に商標が正当な理由なく使用されなかった場合、または商標の使用が連続する5年間にわたり停止されていた場合、商標は登録から取り消される。さらに、商標権者は、訴訟を提起する前に、相手方当事者が係争商標を登録していないか、また、登録されている場合には、適正に使用しているかどうかについても確認すべきである。なぜならほとんどの場合、相手方の登録された商標が裁判所により無効にされない限り、侵害品に使用されているとはいえ、登録された商標権に対して侵害訴訟は提起できないためである。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)